

【社名】 『皇太神宮儀式帳』・延喜式とも「タキ」ハ
ラノ」神社と訓ずる點では一致し、『皇太神宮儀式帳』は
「瀧原」の字を、「太神宮式」「齋宮式」「神名式」は、
九條家本が「多伎原」、吉田家本が「多紀原」の字をあて
てゐるが、現在は「多岐原」の字を用いてゐる。

一方、「御瀨社」(『倭姫命世記』)とか「眞奈胡神社」
(『大同元年神宮本記』)と稱されることも多く、現在でも
地元では「眞奈胡さん」の別稱で親しまれてゐる。

【所在】 當社は皇太神宮攝社二七社のうちの二社であ
つて、現在は度會郡大宮町三瀬川に鎮座する。ただし現在の
の多岐原神社は、寛文三年(一六六三)、時の大宮司大中臣
精長きよながによつて再興されたもので、現社地が嚴密に往古の地
そのものであるかどうかは検討を要する。が、しかし、倭
姫命の宮川渡河が當社創建の由來(由緒の項参照)であるこ
と自身、當社と宮川の渡し場との密接な關係を伺はせるも
のであつて、社前を舊熊野街道が通り、その道を一五〇メ
ートル程で宮川の三瀬川渡し場(三瀬の渡し)に出ることを
考へると、やはり現社地付近に往古の社地を比定して大過
ないものと考へる。なほ、渡し場付近は近年の河川改修で
景觀が一變してしまつた。

【祭神】 當社を考へる際の基本史料である延暦二十三年

16 多伎原神社

伊勢國度會郡

に沿つて溯つたところ、砂も流れる速瀨があつて、渡河難
澁であつた時、眞奈胡の神の案内で渡ることができたの
で、その縁によつて當社を創祀した、とするのである。

兩書では、「白濱眞奈胡國」が「眞奈胡御瀨」、「眞奈胡
神社」が「御瀨社」といつた具合に若干の差異があり、加
へて『倭姫命世記』は別な箇所『大同元年神宮本記』に酷
似する所傳を載せるため、御巫清直『太神宮本記歸正鈔』
以下の議論はあるものの、これらは同一の話を傳へたもの
と考へて差し支へないと思はれる。そして、『皇太神宮儀
式帳』に當社の祭神を麻奈胡神と記し、創祀を倭姫命の時
代としてゐることを考へ合はせると、この『大同元年神宮
本記』『倭姫命世記』に記された傳承は、遅くとも延暦年
間には既に存在してゐたと考へて良いのではなからうか。

【神職】 神宮攝末社には、もと祝部がおかれ祭祀經營の
ことにあたり、大宮司において任補したことが『儀式帳』
の記載によつて知られるが、當社の場合、應永元年(一三
九四)八月十一日の日付を持つ『麻奈胡由來記』(『大宮町
史』所載のものによる)に「多伎原社祝部」と見え、當該期
の實態のごく一部を伺ひ知ることが出来る。

【祭祀】 他の皇太神宮攝社に准ずるが、いま現行の例祭
日のみを示せば次の通りである。

(八〇四)の『皇太神宮儀式帳』に

瀧原神社一處、稱_ニ麻奈胡乃神、形石坐_{同内親王(倭姫命)}
定祝、

と見え、當社の祭神は麻奈胡神である。この麻奈胡は小石
を意味し、當社が瀧原宮に近いことより、この神が瀧原神
の御子神、つまり眞之子の義とする解釋が中川經雅『大神
宮儀式解』に見え、以來議論があるが、後考を俟ちたい。

【由緒】 當社の創祀については、それが倭姫命の時代に
まで遡ることが祭神の項に引用した『皇太神宮儀式帳』の
記事に見え、この間の事情をより詳しく記したものに『大
同元年神宮本記』(『文永六年十一月十四日卜部兼文勘文所引』
や、鎌倉時代中期成立の『倭姫命世記』がある。

まづ『大同元年神宮本記』は

倭姫命奉_ニ載皇太神、巡_ニ狩諸國、求_ニ鎮坐處、幸_ニ伊勢
國、到_ニ兩箇地、于_レ時有二神、奉_ニ御饗、即問_ニ其地
名、答_ニ白濱眞名胡國、因_レ茲、定_ニ眞名胡神社、
と記し、『倭姫命世記』は

從_ニ其處(相鹿瀨)一_指河上_平一_幸行_改。砂流_{速瀨}
有支。于_レ時眞奈胡神參相_度奉_支。其瀨_{眞奈胡御瀨}
號_且。御瀨社_{定給支}。

と記す。つまり、倭姫命が皇大神を奉じて相鹿瀨より宮川

二二七

二二八

祈年祭 二月十九日、六月月次祭 六月二十二日、神嘗
祭 十月二十二日、十二月月次祭 十二月二十二日。

【社殿・境内地】 延暦當時の様子は『皇太神宮儀式帳』
の次の記事によつて知られる。

正殿 一字_{長六尺、弘四尺、高七尺}

玉垣 壹重_{四方各三丈、坐地參町、四至_{東道、南大山、西北大川}}

『大神宮儀式解』には「今世正殿一字、長五尺、弘三尺
五寸、高九尺七寸、板葺、千木四枚、堅魚木四枚」、玉垣
についても「此垣今代も造奉れり」「今世此垣に屬たる御
門一間、鳥居一基を造進れり」と記し、江戸中期の様子が
分かる。

現在の様子を『神宮要綱』によつて示せば次の通りであ
る。

正殿 神明造、板葺、南面 壹宇

玉垣御門 猿頭門、扉付、 壹間

玉垣 連子板打、 壹重

鳥居 神明造、 壹基

なほ、社頭には享保十七年(一七三二)三瀬川村寄進の二
基の常夜燈があり、また「殺生禁斷」の石標が立つてゐる
が、この石標は享保九年(一七二四)紀州和歌山藩によつて
建てられたものである。(平泉隆房)